

第15回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年2月10日
場 所 シビックコア 研修室4

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前10時10分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第15回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第15回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第15回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、2番議席 森田久生委員と、4番議席 田中敏夫委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第31号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第31号</p>

	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和3年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は所有権2件、2筆、535㎡です。 場所は、2件とも員弁町上笠田地内の畑です。目的は太陽光発電施設です。万一被害が生じた場合は、転用者自ら責任をもって処理するとされており、受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 第31号については、員弁町の市街化区域の転用に関するものです。報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第3) 議長 続きまして、日程第3 議案第76号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第3 議案第76号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求め。令和3年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりませんが、農用地利用集積計画を定めるとその手続</p>
--	--

<p>議長</p>	<p>きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。なお、今回の設定は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。内訳としましては、中間管理機構分、賃貸借筆数1筆、面積3,040㎡、使用貸借筆数20筆、面積26,894㎡、合計21筆、面積29,934㎡となっています。</p> <p>事務局の説明が終わりました。この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この集積計画につきまして質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第76号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、XXXXXXXXXXに関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p> <p>まず、XXXXXXXXXXの案件11番について採決します。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、それ以外の案件について一括して採決します。全委員にお諮りします。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>(日程第4) 議長 続きます、日程第4 議案第77号「農地法第3条の規定による</p>
-----------	---

<p>(日程第5)</p> <p>事務局</p>	<p>許可申請について(所有権移転)及び日程第5 議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第4 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和3年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、19件、21筆、面積2,000.19㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <52番案件>の申請地は、藤原町川合地内の畑です。 譲受人である藤原町川合の■■■■が、藤原町川合の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、185㎡を売買により譲り受ける申請です。 <53番案件>の申請地は、北勢町新町地内の田です。 譲受人である北勢町新町の■■■■が、北勢町新町の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、152㎡を売買により譲り受ける申請です。 <54番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の畑です。 譲受人である藤原町本郷の■■■■が、栃木県宇都宮市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、393㎡を売買により譲り受ける申請です。 <55番案件>の申請地は、北勢町西貝野地内の田です。 譲受人である北勢町西貝野の■■■■が、北勢町西貝野の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、16㎡を売買により譲り受ける申請です。なお、申請人農地取得合計面積が3,000㎡を下回っておりますが、農地法第3条の許可要件の一つである下限面積要件の例外規定である農地法施行令第2条第3項第3号は「農地の位置、面積、形状等からみて、その農地に隣接する農地一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地につき、隣接する現に耕作している者が権利を取得すること」となっており、現地確認において、農地の法面に位置し、該当すると考えられます。</p> <p><56番から68番案件まで>の申請地は、大安町石樽南地内の</p>
--------------------------	---

畑です。

こちらの申請については航空写真を元に説明いたします。この度、申請人が所有の農地を、農地部分と道路部分に分筆を行い、道路においては市に帰納し、市道認定されております。残った部分において、交換にて区画整理を行うための申請です。

<69番、70番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の畑です。譲受人が同じであり、申請箇所が隣接しますので、合わせて説明いたします。

譲受人である名古屋市の■■■■が、大安町丹生川中の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、330㎡を売買により譲り受ける申請です。譲受人は名古屋市在住ですが、実家が丹生川中にあり、現在も隣接農地を耕作しており、営農計画書を提出しております。

続きまして、日程第5 議案第78号

農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので議決を求める。令和3年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、面積1,594㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<5番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田です。

借人である大安町石樽南の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,594㎡を賃借により借り受ける申請です。

以上所有権移転19件、貸借権等設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第77号を採決いたします。

議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求め

		<p>ます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
	議長	<p>続いて、議案第78号を採決いたします。</p> <p>議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第6) (日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」及び日程第7 議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>まず、議案説明に入ります前に、今回の農地法5条申請については、太陽光発電施設目的の転用が、例月の案件と比べますとかなりの件数があります。つきましては、太陽光発電施設への転用の案件については、大字、小字を一括りとして、後ほどまとめて、ご説明させていただきますことをご了承いただきたくよろしくお願いいたします。また、昨日申請人から申請番号114番と155番について、取下げ願いが提出されましたので報告します。</p> <p>日程第6 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和3年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、83件、104筆、22,516㎡です。申請番号114番、155番は取下げです。</p> <p>それでは、太陽光発電施設への転用以外を説明いたします。</p>

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<71番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため第3種農地です。

譲受人兼使用貸人である桑名市の[]と使用借人である[]が、名古屋市[]が所有する議案書に記載の1筆、465㎡を個人住宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。

<72番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である東京都練馬区の[]が、大安町丹生川久下の[]が所有する議案書に記載の2筆、428㎡を建売分譲住宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は20cmの切土を行い整地し、周囲をコンクリートブロックで施工します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。

<73番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である四日市市の[]が、愛知県丹羽郡扶桑町の[]が所有する議案書に記載の1筆、307㎡を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。雑種地としてすでに利用していますので、始末書が提出されております。土地造成は整地を行い、周囲は既存のコンクリートブロックにて土砂の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道を利用し、雨水は道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第7 議案第80号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和3年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、3件、5筆、面積2,076.60㎡です。

それでは、太陽光発電施設への転用以外を説明いたします。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<25番案件>の申請地は、大安町石樽下地内の畑です。農地区分は、どんぐり診療所とみなみ整形外科が500m以内にあるため第3種農地です。

借り人である大安町石樽下の[]が、大安町石樽下の[]が所有する議案書に記載の3筆、1,688㎡を診療所用地へ賃貸借にて転用したい旨の計画です。土地造成は切土、盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は北側既設汚水柵に接続します。雨水は浸透式舗装及び浸透柵にて処理します。

つづいて、太陽光発電施設への申請について所有権及び賃借権等設定をまとめてご説明いたします。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

まず工法についてですが、(利用計画図面説明)標準的な平面図及び側面図にて、ご説明いたします。土地造成は整地のみ、取水はなしで汚水及び雑排水もなく、雨水は自然浸透です。周囲を1.2m高のフェンスにて囲います。パネル1枚の規格としては、横1m、縦1.67mです。パネル間の隙間は横10mm、縦32mmです。地上高は2mを確保しています。

<二之瀬字京ヶ野新田地区>は、申請番号74番から84番までで、地目は畑です。農地区分は第2種農地です。

<下平字平地区>は、申請番号85番から108番までで、地目は畑です。農地区分は第2種農地です。

<下平字明谷地区>は、申請番号109番で、地目は畑です。農地区分は第2種農地です。

<東貝野地区>は、申請番号110番から130番までで、地目は田、畑です。字上新貝地区が6件、字新貝地区が9件、字百畝町地区が5件、字西條地区が1件の計21件です。農地区分は第2種農地です。

<奥村地区>は、申請番号131番から138番までで、地目は畑です。字中辻地区が6件、字中垣内地区が1件、字梶田地区が1件の計8件です。農地区分は第2種農地です。

<新町字大岨地区>は、申請番号139、140番で、地目は畑です。農地区分は第2種農地です。

<鼓地区>は、申請番号141番から153番までで、地目は畑です。字縄手地区が4件、字西貝戸地区が4件、字前田地区が3件、

	<p>字神田地区が3件です。なお神田地区3件のうち1件、申請番号貸借権等設定26番については、地上権設定の申請です。</p> <p><北中津原字前野地区>は、申請番号154番で、地目は畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p><平塚字下松崎地区>は、申請番号貸借権等設定27番で、地目は畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>以上が、太陽光発電施設への転用申請です。</p> <p>以上5条所有権移転83件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
	<p>この案件につきましては、2月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」83件、及び議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。このことについて、何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p>
	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p>
	<p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第80号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p>

<p>(日程第8)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第81号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第8 議案第81号 非農地証明願いについて</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和3年2月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は5件、9筆、1,437㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><43番案件>の申請地は、北勢町麓村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町麓村の■■■■で、昭和46年以前から宅地及び山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><44番案件>の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、田、畑です。</p> <p>願い出者は、大安町片樋の■■■■で、昭和49年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><45番案件>の申請地は、北勢町鼓地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町鼓の■■■■で、平成2年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><46番案件>の申請地は、北勢町平野新田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町平野新田の■■■■で、昭和50年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><47番案件>の申請地は、北勢町東村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、員弁町畑新田の■■■■で、昭和30年から宅地に転用し、現在に至っております。</p>
------------------------------------	--

		<p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第81号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>机上に資料を2つ置かせていただきました。農業者年金のお知らせについては、農業者年金加入推進部長の藤田義昭副会長からご説明をお願いします。</p>
	藤田委員	<p>配らせていただいた農業者年金のパンフレットをご覧ください。これは、農業者しか入れない積み立て方式の年金です。裏面をみてもらうと詳しく書いてあります。20歳以上60歳未満で国民年金の第1号被保険者であり、年間60日以上農業に従事している方であれば誰でも入れる年金です。国民年金の第1号被保険者ということで、会社に勤めてみえたりすると対象にはなりません、個人で農業している人達が対象になってくるかと思えます。認定農業者などで一定の要件を満たせば、保険料の補助もあります。支払った保険料は、全額が税金の社会保険料控除にもなります。</p> <p>お得な年金になっていますので、興味がある委員さんやご家族の中でも対象になる方がいたらぜひご検討いただきたいと思います。また、地域の農業者や知り合いにもぜひPRして周知していただきたいと思います。少しでも興味を持たれた方や、詳しく知りたいという人には、事務局まで連絡をしていただくよう、よろしく</p>

<p>事務局</p> <p>6 閉会の宣言 議長 【午前10時10分閉会】</p>	<p>お願いします。</p> <p>ありがとうございました。次に、もう1つの資料ですが、令和2年中の農地の賃借料等についての情報一覧を置かせていただきました。これは、農業経営基盤強化促進事業同意書と農地法第3条の賃貸借権等設定の許可申請に基づき、作成したものです。ホームページにも掲載しております。地域での問い合わせ等のご参考にとご用意いたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>その他よろしいでしょうか。次回は、3月3日午前9時から現地調査です。1番小川委員と2番森田委員は出席をお願いします。3月10日(水)に委員会となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>これもちまして、第15回農業委員会を終了します。</p>
---	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____